

もろ さわ 両 澤 会 計 だ よ り

税理士法人 両 澤

代表税理士 小 林 政 昭 税理士 山 中 榮 登 税理士 竹 花 節 夫

編集発行人 事務長 両 澤 透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1

TEL: 0267(53)2400 FAX: 0267(53)5514

http://moro.zei-mu.jp e-mail: morosawa@sas.janis.or.jp



菜の花

3月

2016(平成28年)
弥生 - MARCH -

20日・春分の日
21日・振替休日

日	•	13	27
月	•	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	•
土	5	19	•
日	6	20	•
月	7	21	•
火	8	22	•
水	9	23	•
木	10	24	•
金	11	25	•
土	12	26	•

3月の税務と労務

国 税	平成27年分所得税の確定申告	2月16日～3月15日
国 税	個人の青色申告の承認申請	3月15日
国 税	贈与税の申告	2月1日～3月15日
国 税	2月分源泉所得税の納付	3月10日
国 税	個人事業者の27年分消費税の確定申告	3月31日
国 税	1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	3月31日
国 税	7月決算法人の中間申告	3月31日
国 税	4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)	3月31日
地方税	個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告	3月15日

ワンポイント 予算案と税制改正法案

国家予算における歳入の多くを税収が占めていることから、毎年度の税制改正法案は、予算関連法案として予算案とともに年度末である3月末の成立を目指して審議されます。そして、国会で与党が多数を占め、与野党間で税制改正の大きな対立点がない年度は、両案は同日に成立するケースが多くなっています。

平成28年度 税制改正(案)のポイント

平成28年度税制改正では、消費税の軽減税率が一番の注目点ですが、その一方、経済を刺激するための減税策にも重点が置かれています。主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

主な項目の適用時期は、次頁表のとおりです。なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

I 消費課税

軽減税率は消費税率を10%に引き上げる平成29年4月に導入し、対象は、酒類と外食を除いた飲食料品及び一定の新聞で、税率は8%に据え置くことになります。また、仕入税額控除の方式としてインボイス制度を平成33年から導入しますが、それまでの間は、請求書に一部記載を追加したものや簡易計算も認められます。

II 法人課税

1 法人税率の引下げ

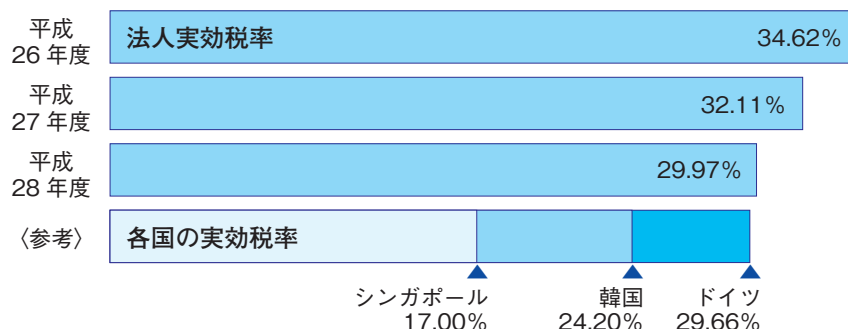
他国に比べて高いとされてきた法人実効税率は、図表1のように来年度は20%台になり、ドイツとほぼ同率になります。なお、税收減の穴埋めに資本金1億円を超える大企業に対する外形標準課税が強化されます。

2 中小企業の設備投資負担減

中小企業が平成28年度以降、30年度末までに1台又は1基160万円以上等の新しい機械を買った場合、購入から3年間、固定資産税を半分に減額します。



図表1 法人実効税率の推移



図表2 三世代同居リフォーム減税

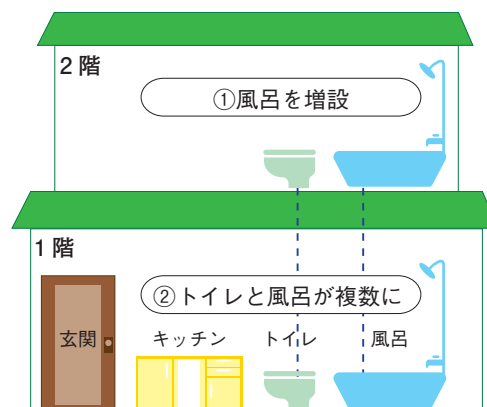
減税の適用条件
玄関、キッチン、トイレ、風呂のうち

- ①少なくとも1つを増設かつ
- ②2つ以上が複数ある

最大25万円の減税
所得税額から差し引ける

工事費の1割
工事費50万円超～250万円
または

工事ローン残高の2%
残高上限250万円。最長5年



改正項目タイムスケジュール (○減税 ●増税)

平成28年	1月	●	年収1,200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小
		○	N I S Aの非課税枠を拡大(100万円→120万円)
		○	通勤手当の非課税限度額を月額15万円に引き上げ
	4月	●	たばこ税で6銘柄の軽減特例を段階的に廃止
		○	非課税枠80万円の子ども版N I S Aを創設(口座開設申込みは28年1月から)
		○	相続した空家やその敷地を譲渡した場合に3,000万円特別控除を適用
		○	子育て支援のため三世帯同居改修工事をした場合に25万円を限度の減税を創設
		●	建物附属設備及び構築物を取得した場合は定率法の適用不可
平成29年	1月	●	大法人の外形標準課税の強化
		●	年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小
		○	特定の市販薬を購入した場合、年1万2,000円超の部分を課税所得から控除。医療費控除とは選択
	4月	●	不正な税の申告を繰り返すと加算税を10%上乘せ
		○	消費税率の引上げ(8%→10%)
		○	消費税の軽減税率(8%)の適用(対象は酒類・外食を除く飲食料品と、一定の新聞)

Ⅲ 所得・資産課税

1 三世帯同居リフォーム減税

三世帯で同居するためのリフォーム工事代に応じて、最大25万円が減税されます。

なお、適用要件は図表2のとおりです。

2 相続した不動産を3年以内に譲渡したら3千万円控除

家を相続しても住まない場合、相続から3年間経った年の年末までに、その家や更地にした土地を売れば、譲渡所得のうち3千万円までが非課税となります。

平成28年4月から平成31年末までの売却が対象です。

3 セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定のスイッチOTC医薬品を購入し、その支払った金額が年間1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額について、その年分の総所得金額から控除されます。

※ 8万8千円が控除限度で、医療費控除と併用はできません。

Ⅳ その他

1 税の不正申告対応

期限後申告等の不正な申告を繰り返すと加算税が10%上乘せされます。

2 「企業版ふるさと納税」の創設

自治体の事業に企業から寄附を募り、寄附に応じた企業は、法人住民税や法人税が減税されます。

寄附の対象となるのは、結婚、出産、子育てや雇用など、安倍政権が掲げる「地方創生」に効果が高いと政府が認めた自治体の事業です。

3 減価償却制度

平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法を廃止し、定額法のみになります。

4 車体課税の見直し

消費増税にあわせ自動車取得税を廃止し、燃費性能に応じた新税が導入されます。

リンゴ病

リンゴ病はヒトパルボウイルスB19に感染することで発症します。感染してから症状が出るまでに4日～21日の潜伏期間があります。飛沫感染が主な感染経路ですが、血液を介する感染経路もあります。

リンゴ病は春ごろから7月上旬にかけて多く発症します。リンゴ病にかかると、発熱や筋肉痛、両頬に赤い発疹といった症状が出ます。

主に10歳未満の幼児や児童に見られる病気ですが、

成人が発症する場合もあるようです。特に妊婦が感染すると胎児に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、注意が必要です。

リンゴ病はおおよそ5年ごとに流行するというデータがあります。最近では2007年と2011年にリンゴ病の流行が認められており、2016年は流行する可能性が危惧されています。

相続税の連帯納付義務とは？

相続税は、各相続人が相続等で受けた利益の額を限度として、お互いに連帯して納付しなければなりません。これを相続税の連帯納付義務といいます。

また、被相続人の納付すべき相続税額がある場合や相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈または寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務があります。

ただし、次の3つのケースでは相続税の連帯納付義務はありません。

- (1) 本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限から5年以内に、「納付通知書」が送付されていない場合における納付すべき相続税額に係る相続税
- (2) 本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
- (3) 本来の納税義務者が農地などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

本来の納税義務者（本来、相続税を納めないといけない人）が、納期限までに納付せず、督促状が送付されてから1か月を過ぎてもなお完納しないときは、連

帯納付義務者に対して「完納されていない旨等のお知らせ」が送られます。その後、実際に連帯納付義務者に納付を求める場合には、納付期限や納付場所等を記載した「納付通知書」が税務署から送られてきます。「納付通知書」が届くと、連帯納付義務者は納付期限までに納付しなければなりません。納付通知書が送付された日から2か月を経過しても完納されない場合には、連帯納付義務者に対しても督促状が届くこととなります。

連帯納付義務者が納付する場合、延滞税が軽減され、一定の場合には延滞税に代えて利子税を納付します。ただし、本来の納税義務者の延滞税が軽減されるものではありません。



減価償却資産を 事業の用に供した時期の判定

減価償却資産を事業の用に供したか否かは、業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断します。

「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいます。

例えば、機械等を購入した場合は、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

また、資産を物理的に使用し始めた日のみを指すものでもなく、賃貸用建物の場合には、建物が完成し、現実の入居がなかった場合でも、入居募集を開始していれば、事業の用に供したものと考えられます。

非居住者に不動産の賃貸料を支払ったとき

非居住者や外国法人（以下「非居住者等」）から日本国内にある不動産を賃借して、日本国内で賃貸料を支払う者は、非居住者等に対して賃貸料を支払う際に、20.42%の税率で、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。なお、個人が自身や親族の住居用として、非居住者等から不動産を借り受けている場合には、その個人は、支払の際、源泉徴収をする必要はありません。

また、我が国が締結している多くの租税条約では、土地等の不動産の賃貸料については、不動産の所在する国においても課税できるとする規定を置いています。したがって、非居住者等に対して日本国内にある不動産の賃貸料を支払った場合には、租税条約においても、その非居住者等が受領した賃貸料について、我が国で課税できることになっていますので、国内法どおりの課税をすることになります。